

都道府県・ 政令指定都市名	03 さいたま市
------------------	----------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課口
担 当 職 員 数	14 人（専任 13 人、兼任 1 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	さいたま市男女共同参画推進本部口
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	2003年6月16日 根拠： さいたま市男女共同参画推進本部設置要綱口
長 の 役 職	市長口

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	さいたま市男女共同参画推進協議会口
設 置 年 月 日（西 暦）	2001年10月1日
構 成 員	15 人（女性 9 人、男性 6 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2024 年 4 月 ～ 2029 年 3 月		
名 称	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン口		
改定・見直しの予定時期	2029年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例口
	公 布 日（西 暦）	2003年3月14日
	施 行 日（西 暦）	2003年4月1日
	最 終 改 正 日（西暦）	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）：		0 年 0 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他（西暦）	2024年3月31日
目 標 値	(西暦) 2028 年度まで 42 %			
根 拠	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン口			
目標設定の対象である審議会等の範囲	②各種団体の代表者、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市の行政に反映させることを目的として、要綱等により設置される協議会等口			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(157)うち女性委員を含む審議会等数(152)	
	延総委員等数(2,170)		延女性委員等数(766)	女性比率(35.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(101)うち女性委員を含む審議会等数(99)	
	延総委員等数(1,619)		延女性委員等数(546)	女性比率(33.7)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(18)うち女性委員を含む審議会等数(17)	
	延総委員等数(759)		延女性委員等数(216)	女性比率(28.5)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(6)	
	延総委員等数(113)		延女性委員等数(18)	女性比率(15.9)
目標値以外の目標設定	女性のいない審議会等の数を0件とする口			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	98 人	(2024 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
そ の 他 (審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱に基づく事前協議の実施口)				

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況		調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他（西暦）								
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性 比率(%)			
本庁	計	364	36	9.9	90	7	7.8	85	7	8.2	189	22	11.6
	うち一般行政職	268	23	8.6	77	7	9.1	68	5	7.4	123	11	8.9
支庁・地方事務所等	計	533	164	30.8	43	5	11.6	138	19	13.8	352	140	39.8
	うち一般行政職	281	45	16.0	31	3	9.7	109	16	14.7	141	26	18.4
全体	計	897	200	22.3	133	12	9.0	223	26	11.7	541	162	29.9
	うち一般行政職	549	68	12.4	108	10	9.3	177	21	11.9	264	37	14.0
再掲	警 察 関 係	0	0		0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	83	17	20.5	8	1	12.5	19	3	15.8	56	13	23.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	348	45	12.9	796	167	21.0	
	うち一般行政職	206	19	9.2	531	104	19.6	
支庁・地方事務所等	計	713	229	32.1	2,320	999	43.1	
	うち一般行政職	336	65	19.3	692	227	32.8	
全体	計	1,061	274	25.8	3,116	1,166	37.4	
	うち一般行政職	542	84	15.5	1,223	331	27.1	
再掲	警察関係	0	0		0	0		
	教育委員会	175	47	26.9	507	325	64.1	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	45	5	11.1	61	7	11.5	81	17	21.0
	うち一般行政職	32	3	9.4	34	4	11.8	66	13	19.7
支庁・地方事務所等	計	58	19	32.8	74	28	37.8	216	111	51.4
	うち一般行政職	30	6	20.0	29	5	17.2	65	20	30.8
全体	計	103	24	23.3	135	35	25.9	297	128	43.1
	うち一般行政職	62	9	14.5	63	9	14.3	131	33	25.2
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	9	1	11.1	24	6	25.0	44	32	72.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○						◎			○	
課長補佐相当職	○						◎			○	
係長相当職	○		○				◎				昇任試験(対象職種:行政事務、福祉、技術職、消防)では、第1次試験において教養試験及び勤務経歴評価を実施し、第2次試験において面接試験、勤務成績評価を実施している。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	283	25	8.8
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体		494	292	59.1
	うち上級	290	128	44.1
	うち一般行政職	162	53	32.7
	うち上級	151	48	31.8
	うち警察関係	0	0	
	うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	さいたま市職員旧姓等使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	第3条 職員は、次に掲げる場合を除き、文書等に旧姓等を使用することができる。 (1) 文書等に旧姓等を使用することにより、法令等に違反する場合 (2) 文書等に旧姓等を使用することにより、外部の機関等との関係から、円滑の事務の遂行に支障をきたすおそれがある場合その他実務上特段の支障が生じると認められる場合 2 旧姓等を使用する職員に交付する文書等で、実務上特段の支障が生じるおそれのないものには、旧姓等を使用するものとする。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	
---------	-------------	-----------	--

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
33	4	12.1	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	さいたま市男女共同参画推進センター		愛称・通称	パートナーシップさいたま	
設置年月日(西暦)	2004年5月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：330-0854 住 所：さいたま市大宮区桜木町1-10-18 シーノ大宮センタープラザ3階 電話番号：048-642-8107 FAX番号：048-643-5801 ホームページ：https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：(一財)さいたま市都市整備公社) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名： 市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 7 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 3 人	予算額	2024年度 8,679 千円	
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項： 広報誌の発行、セミナー・講演会の開催) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画週間記念事業、出前講座) ○ 3. 相談事業(主な事項： 女性の法律相談、男性の法律相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書・行政資料・映像資料の収集・貸出) ○ 5. 苦情処理(主な事項： 男女共同参画に関する苦情処理制度の実施) ○ 6. 交流促進(主な事項： 各種団体と連携したフェスタの開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 企業向け研修会の実施) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項：) ○ 10. その他(主な事項： 会議室の貸出、市民企画講座実施団体への補助)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称			基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者		

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 名称等： 2. 無	加盟団体数	
			会 員 数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容： }			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

1. 担当者連絡会議の開催 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 4. 関係情報の収集提供 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称： 概要： 7. その他 { 内容：	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ ○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容：
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	18,182	13,727	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
	(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○			○
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○	○
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩	短時間正社員制度の導入				
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)				
	⑬	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)			1	1
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6	その他「登用促進等」に関する項目		○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9	短時間正社員制度の導入		○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他	○	○

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	さいたま市SDGs企業認証制度(12)※上記問15-2の事例を含む71項目のチェックリストを設定
→	「企業の表彰制度」の具体的名称	さいたま市男女共同参画推進事業者表彰(2、4、5、6、7、8、9、10、12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	2	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画に関する市民意識調査報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」の発行	①市民等の男女共同参画に関する理解を深めることを目的とした男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」の発行	①84,000部	①10月・3月
・ ②男女共同参画職員研修	②職員に男女共同参画に関する意識を啓発することを目的とした男女共同参画職員研修の実施	②400人	②11月
・ ③さいたま市職員向け男女共同参画ハンドブックの作成	③クイズハンドブックを用いたeラーニング研修の実施	③150人	③8月
・ ④地域活動における男女共同参画の啓発	④各種研修・イベント等での男女共同参画クイズの配信・配布	④未定	④随時
・ ⑤男女共同参画推進センター広報誌「鐘の音」の発行	⑤市民公募の編集員との協働による広報誌「鐘の音」の発行	⑤84,000部	⑤10月・3月
・			
2. 表彰			
・ さいたま市男女共同参画推進事業者表彰	男女共同参画の推進に積極的な事業者の表彰とその取組の周知	3事業者程度	11月
・			
3. 講座			
・ ①講座・講演会等の実施	①男女共同参画の推進に資する講座・講演会等の実施	①2,000人	①通年
・ ②出前講座の実施	②市内学校・事業所・団体等に専門の講師を派遣	②2,000人	②通年
・ ③市民企画講座の実施	③様々な分野で活動している団体から企画を募集し講座の実施にかかる費用を補助(上限8万円)口	③30人	③10月～1月
・			
4. 相談事業			
・ ①DV電話相談	①女性のDVに対する電話相談		①平日実施
・			
・ ②女性の悩み電話相談	②女性の悩みに対する電話相談		②毎日実施
・			
・ ③男性の悩み電話相談	③男性の悩みに対する電話相談		③月2回実施
・			
・ ④法律相談(女性)	④女性の法律に関する面接相談		④月3回実施
・			
・ ⑤法律相談(男性)	⑤男性の法律に関する面接相談		⑤月1回実施
・			
・ ⑥女性の心の健康相談	⑥女性の心の健康に関する面接相談		⑥月1回実施
・			
5. 情報収集・提供			
・ ①行政資料の収集・貸出	①さいたま市男女共同参画推進センターでの行政資料の収集・貸出		①随時実施
・			
・ ②図書・ビデオ・DVDの収集・貸出	②さいたま市男女共同参画推進センターでの図書・ビデオ・DVDの収集・貸出		②随時実施
・			
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画施策に関する苦情処理制度の実施	男女共同参画施策に関する苦情の申出受付及び苦情処理委員による中立・公正な処理		随時
・			
7. 交流促進			
・ ①フェスタの開催	①各種団体等との連携による開催	①400人	①1月～2月
・			
・ ②さいたま市男女共同参画推進センター公募型共催事業の実施	②さいたま市男女共同参画推進センターと団体との共催による講座の開催等	②200人	②通年
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①さいたまイクボス共同宣言事業者との連携	①さいたまイクボス共同宣言事業者と連携した講座等の実施	①10事業者	①7月
・ ②企業等への男女共同参画の啓発	②企業等男女共同参画研修会の実施	②2,800社	②8月
・ ③さいたま市マッチングファンド助成金一般助成事業	③NPO法人と連携した講座の実施	③1団体	③8月～10月
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		さいたま市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。		1
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		2
	2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
	4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1
	2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名		さいたま市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は、出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり		2
	2. なし		
	3. その他()		
規 定 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
	配偶者の出産	1	
	育児	1	
	家族の看護	1	
	家族の介護	1	
	疾病	1	
	その他	1 公務、出産、その他のやむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		4
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)		4
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。		2
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの：○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		
	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
	3. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。		1
	2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
	3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。		1
	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。		3
	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
	3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。		1
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名		さいたま市議会会議運営規程	
条文本文			
第37条 議員が氏名に代わる通称又は旧氏名を使用しようとするときは、議長に承認を申請しなければならない。通称又は旧氏名を承認前の氏名に復そうとするときも、同様とする。			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			
なし			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }	
計画、指針名		
該当部分の規定		

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	男女共同参画相談室			愛称・通称			
設置年月日	(西暦) 2018年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号：330-0071 住 所：さいたま市浦和区上木崎4-4-10 子ども家庭総合センター4階 電話番号：048-711-5739 FAX番号：048-711-8904 ホームページ： https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/006/index.html						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名：) ○ 指定管理者(名称：アイル・オーエンスグループ) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課) 指定管理者(名称：) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	6 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	11 人	予算額	2023年度 5,048 千円	
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	1. 広報啓発(主な事項) 2. 講座(主な事項：) ○ 3. 相談事業(主な事項：女性の悩み相談、男性の悩み相談、法律相談、女性の心の健康相談) 4. 情報収集・提供(主な事項：) 5. 苦情処理(主な事項：) 6. 交流促進(主な事項：) 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項：) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)						

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)(2024年3月31日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	81	8	9.9	
	市町村防災会議(委員のみ)	80	8	10.0	
	2 民生委員推薦会	12	4	33.3	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	24	9	37.5	
	4 地方社会福祉審議会	43	15	34.9	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	13	65.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 地方港湾審議会				
	9 土地区画整理審議会	105	15	14.3	
	10 建築審査会	7	2	28.6	
	11 開発審査会	7	2	28.6	
	12 市町村都市計画審議会	17	7	41.2	
	13 介護認定審査会	315	95	30.2	
	14 精神医療審査会	20	5	25.0	
	15 市町村国民保護協議会	34	6	17.6	
×	16 地方独立行政法人評価委員会				
	17 感染症診査協議会	5	0	0.0	当該分野における専門的知識を有する女性人材が見つからなかったため。
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	40	25	62.5	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	5	2	40.0	
	22 特定疾病審査会	10	2	20.0	
	23 さいたま市指定難病審査会	7	3	42.9	
×	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
合 計		759	216	28.5	
女性委員0の審議会数		1			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	4	1	25.0	
2	選挙管理委員会	44	8	18.2	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	49	1	2.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	6	66.7	
合 計		113	18	15.9	
女性委員0の委員会数		0			